

## (後見制度支援預金の特約)

後見制度支援預金（以下「預金」といいます。）の利用にあたっては、以下に定めるところによるほかは普通預金取引規定により取り扱うものとします。

### 1.(利用対象者)

- (1) この預金は、預金者の財産を保護するため、預金者の（未）成年後見人（以下「後見人」という。）に対し、家庭裁判所が指示書を発行する場合に限り、利用できるものとします。
- (2) この預金に関する一切の法律行為は、預金者の後見人が行うものとします。ただし、第5条第2項により解約する場合を除きます。
- (3) 後見人は、預金者のため必要が生じた場合、家庭裁判所に対し、必要な金額および理由を記載した指示書の発行を求めるものとします。

### 2.(取引方法)

- (1) この預金は、後見人が、指示書を添付のうえ、次の各号に掲げる取引を行うものとします。
  - ① この預金口座からの払い戻し
  - ② この預金口座からの定期定額送金の設定および変更
  - ③ この預金口座への追加の預け入れ
  - ④ この預金口座の解約
- (2) 前項の規定にかかわらず、指示書に記載された有効期間の経過その他の合理的な事情がある場合は、取引をお断りすることがあります。

### 3.(届け出事項に変更等があった場合の取扱い)

次の各号のいずれかの事由が生じた場合には、各号に定める者が当行にただちに連絡のうえ、普通預金取引規定に定める手続きを行うものとします。この手続きが遅れたために生じた損害について、当行は責任を負いません。

- ① 通帳または届け出の印章の喪失：後見人
- ② 預金者の住所、その他の届け出事項の変更：後見人
- ③ 後見人の選任および資格喪失：後見人
- ④ 後見人の印章、住所その他の届け出事項の変更：後見人
- ⑤ 預金者の死亡の事実：後見人または預金者の相続人
- ⑥ 預金者の後見開始取消審判の確定：預金者または後見人
- ⑦ 預金者が未成年者であった場合、成年となった事実：預金者

### 4.(各種お取引の制限)

- (1) この預金は、次に掲げるお取引のご利用はできません。

- ① 現金による払い戻し
  - ② 振込による入金
  - ③ キャッシュカードの発行
  - ④ 現金自動預金機、現金自動支払機、自動振込機（いずれも現金自動入出金機を含みます。）の利用
  - ⑤ 〈はまぎん〉マイダイレクトの利用
  - ⑥ 各種料金等の自動支払い、および給料・年金・配当金・公社債元利金等の自動受取の利用
  - ⑦ マル優（少額貯蓄非課税制度）の利用
  - ⑧ 投資信託や公共債（特定口座）等の資金決済口座としての利用
- (2) 第2条第1項第1号における払い戻しは、本口座と同一名義の当行普通預金口座(決済用含む)への振替に限定します。

#### 5.(解約)

- (1) 預金者等がこの預金契約を解約する場合は、指示書とともに通帳および届け出の印章を持参のうえ、当行に申し出てください。ただし、第2項第1号に該当する場合には、預金者等は指示書を提出する必要はありません。
- (2) 次の各号いずれかに該当する場合には、当行はこの預金契約を解約できるものとします。なお、本項による解約を行った場合、解約事由とともに家庭裁判所に報告することがあります。
  - ① 預金者が死亡した場合、成年被後見人である預金者について後見開始取消審判が確定した場合、未成年の預金者が成年に達した場合、および未成年者である預金者が養子縁組した場合
  - ② 普通預金取引規定第18条に定める預金の解約を行う場合
  - ③ 法令の改正、経済情勢の変動その他の事由により、当行がこの預金の継続的な提供が困難であると判断した場合
  - ④ 預金者または後見人の責めに帰すべき事由により当行が終了すべきと判断した場合

#### 6.(適用条項)

- (1) この特約に定めのない事項については、普通預金取引規定が適用されるものとします。
- (2) 特約の条項と普通預金取引規定の条項が抵触する場合には、この特約の条項が優先して適用されるものとします。

#### 7.(特約の変更)

- (1) この特約の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上